平成 21 年度現在の NGO 連携無償資金協力事業の制度に関する NGO の要望(とりまとめ)

五カ年計画推進チーム NGO 側委員会

(赤字は民間援助連携室が記入)

◎・・・平成22年度より対応予定。 ○・・・平成22年度より「国際協力重点課題(仮称)」案件で対応予定。 △・・一部対応可能。 ▲・・・継続検討。×・・・現時点では対応不可。

大項目	小項目·説明	F度より「国际協力里点課題(収析)」条件で対応予定。 △ 「手引き」ページ数+現在の書きぶり	「手引き」修正案もしくは提案	修正の可否・制度改革に よる対応の可能性
事業期間	(1)複数年度にわたる事業について、期間の目処	p.8「複数年(3 年程度を目処とする)」	「複数年(3~5年程度を目処とす	×
	が 3 年となっている。プロジェクト実施国・地域の実		る)」	3年度目処とすることは受益
	情に応じて、5年程度まで認めてほしい。			者の自立促進、効果発現等
				の観点からも概ね妥当と考え
				られます。
	(2)複数年度にわたる事業についても、各年度で事	p.7「その際、第 1 期目の事業はそれ自体で完成された	複数年度の事業計画全体を承認	0
	業を完成させるよう求められている。複数年をかけ	事業として機能する必要があり」	し、その上で単年度ごとに契約を	
	て、より大きな成果を出していくような事業を認める		結ぶ形式に改める。(JICA 草の根	事業毎に一定の目標が達成
	べき。		技協と同様)	されたことが示される必要が
				あります。
	(3)外務省や在外公館の担当者によっては、プロジ		複数年プロジェクトにおいて、毎年	
	ェクト目標や対象地域を変えろという指導があること		プロジェクト目標や対象地域を変	©
	がある。「手引き」の記述ではそこまで要請されてい		えなければならないわけではない	
	ない。見解を統一することが必要。		という認識を徹底する。	
外部監査	(1)外部監査を行う時期について、「外部監査の手	「外部監査の手引き」(日本語版)p.8「NGO が中間報告	英語版を「mid-term project report	
	引き」において、日本文と英文との間に相違がある	<u>または</u> 完了報告時に」(英語版)mid-term project report	or the final project report.	©
	ので訂正してほしい。	and the final project report		
	(2)外部監査の見積については、相見積・三者見積	p.12「外部監査の見積もり」	記述は現状のまま。外務省・在外	
	を取る必要はないはずであるが、担当者によって要		公館の担当者間で、「外部監査に	©
	求されることがある。手引きどおりに対応することが		は三社見積を必要としない」との認	
	必要。		識を徹底する。	
	(3)外部監査について申請額の 5-10%とされている	p.22「外部監査費も含めた申請額の 5-10%を目安に」	「手引き」に準拠し、外部監査費が	©
	が、実際には7%以上認められていない。		7%以上の場合も認めるよう認識を	
			徹底する。	
	(4)外部監査をしても、その後外務省(民間援助連		外部監査と民連室の審査のどちら	
	携室)で詳細な審査が行われ、監査結果が大幅に		かを廃止し、一本化する。もしく	A
	変わるなどのことが生じている。監査・審査の重複		は、どちらかを選択できるように	外部監査を含む精算のあり
	は非効率であり、どちらかに一本化したほうがよい		し、監査・審査プロセスの重複を避	方については引き続き検討し
	のではないか。		ける。	ます。

口座の開設	毎年、新規に口座を開設しなければならないことになっているが、その理由が明確でない。既に持っている口座の残高をOにし、これを転用することを認め	p.13以前の日本NGO連携無償資金協力で開設した口座の残高をゼロにし、その口座を新規の事業用の口座とすることはできません。事業毎に新しい口座を開設し	過去に NGO 連携無償で開設した 口座の残高を新規事業の口座に することを認めるとする書きぶりに	◎ 残高がゼロとなっていれば、 過去に開設した口座をN連専
	て欲しい。	て下さい。	改める。	用口座として使用可能とする 表現に改めます。
送金の方法	送金の方法について、要項では銀行送金によると 記述されているが、事業対象国の日本大使館の中 には、小切手による送金しか認めない国がある(フィ リピン・ラオス等)	p.13	要項にあるとおり、大使館によって 異なった対応をするのではなく、銀 行振り込み・送金の双方を認める ようにしてほしい。	② 資金の移動は銀行送金を基本としますが、資金の適切な管理を担保できる他の移動手段を認める表現を検討します。
交換レート	支出官レートがあらかじめ一定に設定されているため、為替レートの変動により差損が生じる場合があり、自己資金部分が大きくなり、団体の負担が増加する。	p19供与限度額を外貨に換算するときには、支出官レート(平成21年度支出官レート:1ドル=103円)で換算する。	贈与契約時(または、前月末日のレート)などの実勢にあったレートを適用する。	× 規則により、在外契約時の換 算レートを支出官レート以外 とすることはできません。
契約場所	「在外契約を基本とする」とあるが、本邦契約も認めて欲しい。	p.14「贈与契約の締結」:「在外契約を基本としますが」	在外契約、本邦契約を選択できるように改める。	× N連は二国間贈与の一部で あるため、在外契約を基本と します。
変更申請	(1)変更申請の手続きが煩雑であり、また、外務省や在外公館の担当者によっては、必要な変更を認めてもらえないなどの問題がある。変更申請に関して厳密な対応をするのであれば、どのような場合に変更申請が必要かなどについて「手引き」に明示すべき。		変更申請に関する記述について、 NGO の意見を十分に反映しつつ 見直すとともに、変更申請に関す る考え方について外務省・在外公 館の担当職員の認識を一本化、徹 底する。	◎ 担当者による判断に差異を最 小限とする表現を検討しま す。
	(2)プロジェクトの実施状況によって、事業の変更をしなければならないことはよくあるが、これについて、認めてもらえない場合や、変更申請を頻繁に行った場合に問題視される場合がある。成果を出すために適正に変更申請を行ってプロジェクトを変更すること自体を非難するといったことがないようにして欲しい。	p.15–16	同上	同上
	(3)小項目間の経費の項目間移動は認められているが、この場合、中項目しかない本部事業実施経費の項目間移動が出来ない。これらも認めるようにすべき。	p.16, p 21-22 項目間移動が認められるのは、(略)小項目間の項目間移動です。	本部事業実施経費における項目官位どうも認めるものとする。	©

案件規模	資金供与の限度額について、国際協力経験が 2 年以上の団体は 1000 万円であるが、事業の内容に応じ、最大 5000 万円まで認めることもあるとされている。この書き方では曖昧であり、シンプルに 5000 万円までとすべき。	·	国際協力経験が 2 年以上ある団体は、原則、5000 万円までの拠出を認めるようにする。	◎ 団体の過去2年間の事業実 績に基づく旨明記した上で、 上限を5,000万円とする旨 記載します。
人件費	(1)各スタッフの人件費について、現状では時給計算となっているが、煩雑であり、月給で請求できるようにする必要がある。	p.23-24 時間単価の設定 等	時給の積み上げ出なく、月給で支 出できるように制度を変える。	©
	(2)週5日、一日8時間を限度とするとあるが、事業遂行には時間外労働が必要となる場合がある。また、日本の祝日・現地の祝日の関係で支払請求が制限される場合がある。こうしたことから、時間外労働についても支出を認めるべきである。		時間外労働や超過労働分についても支出できるように改める。	ム 超過勤務手当を支援対象と することはできませんが、月 給を単価の基本とすること で、週5日、一日8時間との制 限はなくなります。
	(3)支出が基本給のみで社会保障、所得税、諸手当が含まれないとあるが、プロジェクト対象国の制度で支出が不可欠となるものについては、N 連で支出できるようにすべきである。	·	社会保障、所得税、諸手当などの中で、現地でのプロジェクト実施において必ず支出しなければならないものも含めるようにする。一案として、基本給に当事国で支出必要な経費を含めた総額に基づいて時間単価を計算することが出来るように改めるなど。	△ 支援対象となる人件費を基本 給に限るとする制限を廃止し ます。ただし、団体負担分の 社会保障費等は支援対象と なりません。
	(4)前から雇用している現地スタッフ人数が2 名のみ、且つまたマネージャークラス等に限定されている。これは、その事業の形成・準備に携わってきたスタッフを本事業に従事することが制限されることに加え、新規にスタッフを雇用した場合のオリエンテーションや研修に時間・労力がかかり、事業開始時の大きな時間等のロスにつながる。	p21 (a)現地スタッフ2名 当該事業実施にかかわる、 団体の現地事務所スタッフの人件費です。(ただし、事業マネージャー1名及び同補佐クラス1名の計2名を限度とします。)	この人数制限を撤廃し、ここでは 「現地スタッフ」、「新規雇い上げ 費」の区別をなくし、単に現地スタッフのみとする。	©
業務日報	すべての職員が同じ書式で業務日報を提出しなければならないとの解釈がある。ルーティン・ワークに従事する現地スタッフについては、簡易版の業務日報でよいようにする、また、業務日報の作成が二度手間にならないように、各団体で使用している書式を使えるようにする等の柔軟性を持たせるべきである。	p.21 業務日報(60ページ様式 3-c を使用)	現地スタッフの従事する業務や、 各団体の用いる業務日報や給与 支払い用紙+勤務表などを活用 し、書式作成が二度手間にならな いような柔軟性を認める。また、そ の認識を徹底する。	◎ スタッフのTOR(及び事業実施体制表)を申請時に提出することで、報告時の業務日報提出を求めないこととします。

弗口	(1) 東番において必恵を可なか悪口がわかった!!	01.00	古巻に必要をするわまりについ	^
費目	(1)事業において必要不可欠な費目がなかったり、	p.21-22	事業に必要不可欠な支出につい	
	支出を禁止する記載があったりする。		ては費目をたて、出費できるように	
			する。	対象経費に列挙されているも
				のに限ります。ただし、費目を
				拡充しました。また、「国際協
				力重点課題」案件については
				一般管理費を支援対象とする
				予定です。
	(2)「現地事業実施経費」の「現地事業費」(ロ)会議	p.21「菓子・飲食代を含めることは出来ません。」「謝金	事業実施国の社会・文化によって	×
	セミナー等開催費において、「菓子・飲食代」「謝金・	や日当は含まれません」	菓子・飲食代を含めることが出来	飲食費(緊急人道支援活動を
	日当」への支出が禁止されている。国によっては、		るような記述とする。	除く)、個人に対する直接の
	参加者への謝金・日当を払うことが不可欠であり、		「謝金・日当」については、原則的	金銭的支援のための経費は
	また、文化・社会的伝統によっては、お茶や飲食物		に支出が出来るようにする。	支援対象としません。
	が必須であるところもあり、これらは場合によって認			
	めることが必要。			
	(3)「現地事業実施経費」の「事業管理費」に「会議	p.21(2)に記載なし	p.21「現地事業実施経費」の「事業	
	費」が含まれていない。事業実施のための会議につ		管理費」にも、「本部事業実施経	©
	いて経費が出る必要がある。		費」の(2)会議費に準じる形で、費	
			目を設けるようにする。	
	(4)「現地事業実施経費」の「事業管理費」に「雑費	p.21(2)に記載なし	p.21「事業管理費」に「雑費」の項	0
	の費目がない。事務用品購入費は不可欠であり、		目を儲け、事務用品の購入費など	現地の事業管理費にも「事務
	「雑費」にて出費できることが必要である。		に当てるようにする。	用品等購入費」を設ける予定
				です。
	(5)ベースライン調査、評価調査などに関する費目	p.21(2)に記載なし	p.21「事業管理費」などに、ベース	×
	がないため、これらの経費を支出できない。		ライン調査、評価調査などにかか	NGO事業補助金を活用下さ
			る経費を計上できるようにする。	ι۰,
	(6)贈与契約が締結され事業が開始前から現地事	p21 当該事業実施のために開設する現地事務所の事	事業事務所を新規賃貸・開設する	
	務所を設置している場合もあることから、事業開始	業実施期間における借料(光熱・水道料を含む)です。	場合はその損料、また、既存の事	
	後にその中の一部のスペースを事業のために使用		務所内でスペースを確保し、事業	
	するというケースもあり、必ずしも新しく事務所を賃		従事者のための執務場所を確保	
	貸するとは限らない。現在の記述は新規に賃貸する		する場合は、占有する面積または	©
	必要があるような印象を与え、既存の事務所の中で		事業従事者の割合等、適切な当	
	スペースを確保する場合は対象外のように思える一		該事業にかかる割合で借料を配	
	方、当該事業に使用するスペースの経費を計上で		分する。	
	きない。			
見積方法	現在の手引きでは、3 万円以上の支出について三	p.23「合計三万円相当以上かかるものについては、三者	合計 10 万円相当以上かかるもの	X
22.53.	者見積もりが必要となっているが、極端に煩雑であ	(業者)からの見積もりが必要」	について三者見積もりを導入する	積算根拠の適切性を示すた ・
	る。これを10万円以上として欲しい。		よう改める。	め、引き続き3万円相当以上
				の支出に関し、三者見積もり
				の提出をお願いします。
	1	1	J	MEHIC 00 MRC 007 7 0

証憑類の提出	政府資金についてだけでなく、自己資金による支出 についても証憑類の提出を命じられる場合があり、 現在の「手引き」では、その基準が明確でない。	p.58「政府資金は A、自己資金は B に区分」	自己資金での支出に関する証憑 の提出が必要なら、理由を明確に 示した上で、それを明示した書式 見本を掲載すべき。	©
定率支援	本部管理事業経費について、間接費が費目にない。現行の費目に加える形で、定率支援を導入すべき。	p.21-22	現行の費目に加える形で、本部管理事業経費の関節費として定率支援を導入すべく費目を明記すべき。	0
平和構築事業に関する配慮	(1)平和構築関連事業がNGO 連携無償で実施できるようにする場合、平和構築関連事業を含む各種事業についてより多くの申請・採択が可能になるよう、NGO 連携無償の予算を増額すべきである。		平和構築関連事業の導入により、 NGO 連携無償に対する予算が増 額されるよう努力する。	©
	(1) 平和構築関連事業は、単年度では成果が上がらないことが多いので、特に、複数年をかけて達成できるプロジェクト目標の設定や、案件の複数年での承認などが出来るようにする。また、より長期間の案件を認めるようにする。	p.7-8(上記「事業期間」参照)	複数年でプロジェクト目標を達成する方式を認め、また、3年以上の案件を認める。	0
	(2)現状で資金上限が5000万円となっているが、紛争後復興の過程にある国では、物価が高い、治安対策費が高いなどの問題があることから、より多額の拠出を認めるものとすべき。	p.18	平和構築事業については、5000万円以上の規模の事業を認める。	〇 通常の事業では引き続き5, 000万円を上限とします(地 雷案件等を除く)。
	(3)保険料が対象となっていないが、平和構築事業では治安や保健状況などの悪い地域で行うことが多いことから、平和構築事業においてもこれを認めるものとすべき。	p.25 スタッフの海外傷害保険、生命保険は、(略)原則 として対象外です。	を対象とするものとする。	◎ 通常の事業についても必要な 範囲で海外傷害保険等を支 援対象とする予定です。
治安問題	本件事業では、退避勧告の対象となっている地域や「きわめて危険な地域」での活動を対象としないこととしている。また、そうでない地域でも、「特定の危険地域」における事業について安全対策に関する一定の条件を貸すことがありうるとされる。これについて、現地の日本大使館などが、現地で活動するNGOなどよりも危険情報に乏しいにもかかわらず、自らの基準を機械的に当てはめ、NGOの活動を制限するといったことが見受けられる。日本政府の持つ不充分な情報でNGOの活動を理不尽に制限することがないようにして欲しい。また、安全確保については、実施団体の経験や、実施団体が有する治安管理基準を尊重し、各団体の自己責任にて実施することとして、柔軟性を確保する必要がある。	p.9「特定の危険地域において支援を行う場合に、事業 承認に関し一定の条件を付すことがあります」	いわゆる危険地域での活動について、実施団体の経験や実施団体が有する治安管理基準を尊重した上、各団体の自己責任において事業を実施することとし、日本政府等の方針を機械的に適用しないことを明示する書き振りとする。また、その旨を外務省・在外公館の担当者に徹底すべき。	▲ 現時点では対応困難ですが、 引き続き意見交換していく考 えです。

F	T —			_
その他	(1)固定資産:固定資産はレンタルを原則とある	p.24 「固定資産はレンタルを原則とします」	固定資産について、レンタルよりも	©
	が、レンタルよりも購入するほうが安価な場合は、レ		購入するほうが安い場合は、プロ	固定資産はレンタルを基本と
	ンタルと購入を選択することが出来るようにすべき。		ジェクト終了後の譲渡先等を明確	しますが、その他の方法も可
			にしたうえで、購入することを選択	能となる表現を検討します。
			できるようにする。	
	(2)パソコンの購入について、実施団体の事務に供	p.25「被供与団体の事務能力向上を主たる目的として	この条項を削除し、被供与団体の	0
	するパソコンを購入できないように読める記述となっ	いないこと」	事務に供するためのパソコンの購	記載を改めます。ただし、レン
	ている。実施団体の事務効率の向上は効率的なプ		入に問題がないような記述に改め	タルが可能な場合にはレンタ
	ロジェクト実施にとって重要であり、実施団体の事務		ること。	ルを基本とします。
	に供するパソコンの購入も認めるものとすべき。			